平成２３年（フ）第１０７１号
神戸市長田区庄田町３丁目４番13号
債務者　長谷川玲子こと　徐　　泰南
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第１０８５号
神戸市灘区大石東町１丁目２番１―806号
債務者　古賀　千幸（旧姓平太）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第６４号
長崎県雲仙市小浜町北本町114番地６　新一角楼ビル396号、前住所三重県四日市市芝田１丁目１番15号
債務者　三好　建司
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２３年（フ）第６６号
長崎県南島原市有家町久保129番地10
債務者　中野　弥生
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２３年（フ）第２１８８号
愛知県愛西市古瀬町村前39番地　ツリープラザ古瀬201号
債務者　児玉　敬士
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第３３９号
青森市里見１丁目４番24号
債務者　鶴谷　　勉
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３４０号
青森市大字駒込字蛍沢59番地136　県営住宅22―３―１
債務者　木村　常勝
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第４０２号
和歌山県岩出市吉田296番地の11
債務者　山口　摩里
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４０４号
和歌山県橋本市隅田町山内1212番地の７
債務者　木村　竜三
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４０５号
和歌山県橋本市隅田町山内1212番地の７
債務者　木村由紀美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４０８号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖217番地
債務者　堀内　裕美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４２１号
和歌山県紀の川市名手市場298番地３　サンコーポ401号室
債務者　内原　未歩
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４２８号
和歌山市有家15番地
債務者　星田ミサ代
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４３２号
和歌山市神前144番地の11
債務者　川端美智代
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４３３号
和歌山市手平346番地の24
債務者　堀江　　清
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４３７号
和歌山市有本111番地の20
債務者　金山明美こと　金　　明美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４３８号
和歌山市田尻109番地の１　グランドハイツ田尻510
債務者　岡野まこと
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
平成２３年（フ）第４４１号
和歌山県紀の川市荒見699番地５
債務者　小畑　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係